

同意行為目録

必要な行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）の□にレ印を付してください。

※ 内容については、本人の同意を踏まえて最終的に裁判所が決めます。

1 元本の領収又は利用（1号）

- 預貯金の払戻し
- 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証（2号）

- 金銭消費貸借契約の締結（貸付については「元本の利用」に当たる。）
- 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（3号）

- 本人所有の不動産の売却
- 本人所有の土地又は建物について抵当権を設定すること
- 年金その他の社会保障給付の受領及びこれに関する諸手続
- 贈与
- 寄付行為
- 先物取引や証券取引のうち元本保証のない取引行為
- 通信販売（インターネット取引を含む。）及び訪問販売による契約の締結
- クレジット契約の締結
- 金銭の無利息貸付け
-

4 訴訟行為（4号）

（ただし、相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。）

5 贈与、和解又は仲裁契約（5号）

6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（6号）

7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾、負担付遺贈の承諾（7号）

8 新築、改築、増築又は大修繕（8号）

9 民法602条に定める期間を超える貸貸借（9号）

以上

内容を理解した上で、上記のとおり、補助人の同意を要する行為を定めることに同意します。

平成 年 月 日 本人の署名押印 印